



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名：フジ日本精糖株式会社
代表者名：取締役社長 船越 義和
(コード番号 2114 東証 第2部)
問合せ先：常務執行役員管理本部本部長
佐塚 眞弘
(TEL. 03-3667-7811)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更および定款の一部変更について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株へ変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 27 年 7 月 1 日 (水)

(ご参考) 平成 27 年 7 月 1 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 100 株に変更されることとなります。

(4) 望ましい投資単位の考え方について

単元株式数を 100 株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満を下回るものが予想されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値の向上に努め、望ましいとされる投資単位の水準への移行およびその維持に努力してまいります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更によるものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第 8 条の変更は、平成 27 年 7 月 1 日から効力を生じるものとする。なお、本附則は平成 27 年 7 月 1 日をもって削除する。</u>

以上